

平成23年 No.29

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項等の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

#### 制定理由

理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

理科教員高度支援センター設置に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 9 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第21号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成23年規程第 3 号）
- (4) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第 2 号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (9) 東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程（平成11年規程第12号）
- (10) 東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号）
- (11) 国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）
- (12) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第 7 号）
- (13) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第 7 号）
- (14) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第 2 号）
- (15) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年 9 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規則第10号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則（平成19年規則第28号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（平成23年規則第4号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学文書処理規則（昭和52年規則第8号）
- (6) 国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）
- (7) 国立大学法人東京学芸大学公印規則（昭和57年規則第4号）

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年9月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項（平成21年2月24日制定）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項（平成23年3月17日制定）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項（昭和51年1月10日制定）

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成23年9月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

平成23年9月28日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針

大学教員の総合的業績評価指針の一部を改正する指針の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及びセンターについては、総合教育科学系を含む。<u>ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系を含む。</u>）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(教員の総合的業績評価)</p> <p>第5条 教員の総合的業績評価は、常勤の大学教員及び附属学校教員を対象として各学系（教育実践創成講座及びセンターについては、総合教育科学系を含む。）又は各附属学校が、実施する。</p> <p>2 前項の教員の総合的業績評価の実施については、役員会が定める指針及び基準等によるほか、必要な事項は、役員会又は各学系若しくは各附属学校において別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。</p> <p>(2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。</p> <p>(3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，<u>現職教員研修支援センター</u>，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>、大学院連合学校教育学研究所、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託事業」とは、本学が社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、本学以外のものから委託を受けて行う業務（受託研究及び当該業務のうち他に特別な定めのあるものを除く。以下「受託事業」という。）で、これに要する経費（以下「受託事業費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター</u>、大学院連合学校教育学研究所、事務局、附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。</p> <p>2 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、<u>情報処理センター及び理科教員高度支援センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 当該学系長</p> <p>(2) 当該分野の教授 1名</p> <p>(3) 当該学系に所属する教授 6名</p> <p>2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長 <u>(ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長)</u></p> <p>(2) 当該センターの長</p> <p>(3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。</p> <p>2 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター<u>及び情報処理センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 当該学系長</p> <p>(2) 当該分野の教授 1名</p> <p>(3) 当該学系に所属する教授 6名</p> <p>2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 総合教育科学系長</p> <p>(2) 当該センターの長</p> <p>(3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名</p> <p>[省略]</p> <p>(選考委員会の委員長)</p>



第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長 (ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。) を、前条第3項に定めるものにあつては、副学長(総務等担当)をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。

(選考委員会の開催)

第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長(センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を教授会(センターにあつては、総合教育科学系教授会(ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系教授会。))及び当該センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

[省略]

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

第7条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長を、前条第3項に定めるものにあつては、副学長(総務等担当)をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長は、第11条に規定する投票に加わることができない。

(選考委員会の開催)

第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長(センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。)は、日時、場所及び委員名を教授会(センターにあつては、総合教育科学系教授会及び当該センターの運営委員会)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、事務局、各学系、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、<u>現職教員研修支援センター</u>、学生相談センター、学生キャリア支援センター、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(9) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター</u>及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「共同研究」とは、本学において外部機関から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の専任教員（以下「担当教員」という。）と外部機関（以下「共同研究機関」という。）の研究者（以下「共同研究員」という。）が共通の課題について共同して行う研究をいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が学外からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>3 この規程において「知的財産権」とは、国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）第2条第3号に規定する権利をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学毒物及び劇物取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
<p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="197 587 1099 762"> <thead> <tr> <th>部局の長</th> <th>毒物等管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>理科教員高度支援センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>[省略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任者	[省略]		情報処理センター長	センター長が指名する者	理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者	[省略]		<p>[省略]</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1182 574 2092 715"> <thead> <tr> <th>部局の長</th> <th>毒物等管理責任</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター長</td> <td>センター長が指名する者</td> </tr> <tr> <td>[省略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局の長	毒物等管理責任	[省略]		情報処理センター長	センター長が指名する者	[省略]	
部局の長	毒物等管理責任者																		
[省略]																			
情報処理センター長	センター長が指名する者																		
理科教員高度支援センター長	センター長が指名する者																		
[省略]																			
部局の長	毒物等管理責任																		
[省略]																			
情報処理センター長	センター長が指名する者																		
[省略]																			

東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター</u>及び大学院連合学校教育学研究科をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費（第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。）を賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、<u>情報処理センター及び理科教員高度支援センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附講義」とは、本学の教育の一層の充実及び進展を図ることを目的とした、本学の主体性の下に開設する講義であって、民間等からの寄附金によりその運営に係る必要な経費（第7条に定める運営責任者の人件費及び施設使用料等を除く。以下同じ。）を賄うものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター<u>及び情報処理センター</u>をいう。</p> <p>[省略]</p>



国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																						
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td>情報基盤課長</td> </tr> <tr> <td><u>理科教員高度支援センター</u></td> <td><u>教育研究支援課長</u></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		情報処理センター	情報基盤課長	<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>教育研究支援課長</u>	放射性同位元素総合実験施設	教育研究支援課長	〔省略〕		<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び「本人」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第2条の定めるところによる。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系、芸術・スポーツ科学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>別表（第5条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 等</th> <th style="text-align: center;">保 護 担 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td>情報基盤課長</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td>教育研究支援課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔省略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 等	保 護 担 当 者	〔省略〕		情報処理センター	情報基盤課長	放射性同位元素総合実験施設	教育研究支援課長	〔省略〕	
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕																							
情報処理センター	情報基盤課長																						
<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>教育研究支援課長</u>																						
放射性同位元素総合実験施設	教育研究支援課長																						
〔省略〕																							
部 局 等	保 護 担 当 者																						
〔省略〕																							
情報処理センター	情報基盤課長																						
放射性同位元素総合実験施設	教育研究支援課長																						
〔省略〕																							

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。</p> <p>2 この規程において「部局等」とは、事務局，教育学部総合教育科学系，教育学部人文社会科学系，教育学部自然科学系，教育学部芸術・スポーツ科学系，大学院教育学研究科，大学院連合学校教育学研究科（東京学芸大学），附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，有害廃棄物処理施設，放射性同位元素総合実験施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行																																							
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学系</th> <th colspan="2">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th>講座</th> <th>分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省 略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>理科教員高度支援センター</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[省 略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	[省 略]			情報処理センター			<u>理科教員高度支援センター</u>			放射性同位元素総合実験施設			[省 略]			<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において「有害廃棄物」とは、別表第1に掲げるものをいう。</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、現職教員研修支援センター、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p>別表第2 有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学系</th> <th colspan="2">学部・大学院の研究組織</th> </tr> <tr> <th>講座</th> <th>分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[省 略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[省 略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			学系	学部・大学院の研究組織		講座	分野	[省 略]			情報処理センター			放射性同位元素総合実験施設			[省 略]		
学系	学部・大学院の研究組織																																									
	講座	分野																																								
[省 略]																																										
情報処理センター																																										
<u>理科教員高度支援センター</u>																																										
放射性同位元素総合実験施設																																										
[省 略]																																										
学系	学部・大学院の研究組織																																									
	講座	分野																																								
[省 略]																																										
情報処理センター																																										
放射性同位元素総合実験施設																																										
[省 略]																																										

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(学系長候補者の選出)</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は、学系（センターは、総合教育科学系に含む。<u>ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。以下同じ。</u>）ごとに、当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授、准教授、講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(学系長候補者の選出)</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は、学系（センターは、総合教育科学系に含む。以下同じ。）ごとに、当該学系所属の教授のうちから当該学系所属の教授、准教授、講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第2				別表第2			
部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者	部 局	資産管理者	資産監守者	資産監守補助者
〔省略〕				〔省略〕			
情報処理センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長	情報処理センター	センター長	センター長が指名する者	担当係長
<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>センター長</u>	<u>センター長が指名する者</u>	<u>担当係長</u>	〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第3				別表第3			
部 局	管理の対象となる資産の範囲			部 局	管理の対象となる資産の範囲		
〔省略〕				〔省略〕			
情報処理センター	小金井校口座のうち、現に情報処理センターで使用している不動産			情報処理センター	小金井校口座のうち、現に情報処理センターで使用している不動産		
<u>理科教員高度支援センター</u>	<u>小金井校口座のうち、現に理科教員高度支援センターで使用している不動産</u>			〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
附 則				附 則			
<u>この規則は、平成23年10月1日から施行する。</u>				<u>この規則は、平成23年10月1日から施行する。</u>			

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。</p> <p>(2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>(3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。</p> <p>(2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>(3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は，平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(5) 「部局等」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第4節 教育研究支援部</p> <p>第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p> <p>(13)環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，<u>教員養成カリキュラム開発研究センター及び理科教員高度支援センター</u>（以下「センター」という。）の事業に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第4節 教育研究支援部</p> <p>第19条 教育研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>[省略]</p> <p>(13)環境教育研究センター，教育実践研究支援センター<u>及び教員養成カリキュラム開発研究センター</u>（以下「センター」という。）の事業に関すること。</p> <p>[省略]</p>



国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行																		
[省略]	[省略]																		
<p><u>附 則</u> この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>情報処理センターに属するもの</td> <td style="text-align: right;">東学芸情第 号</td> </tr> <tr> <td><u>理科教員高度支援センターに属するもの</u></td> <td style="text-align: right;"><u>東学芸理第 号</u></td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設に属するもの</td> <td style="text-align: right;">東学芸放第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[省略]</p>	[省略]		情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号	<u>理科教員高度支援センターに属するもの</u>	<u>東学芸理第 号</u>	放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号	[省略]		<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> <tr> <td>情報処理センターに属するもの</td> <td style="text-align: right;">東学芸情第 号</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素総合実験施設に属するもの</td> <td style="text-align: right;">東学芸放第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">[省略]</p>	[省略]		情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号	放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号	[省略]	
[省略]																			
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号																		
<u>理科教員高度支援センターに属するもの</u>	<u>東学芸理第 号</u>																		
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号																		
[省略]																			
[省略]																			
情報処理センターに属するもの	東学芸情第 号																		
放射性同位元素総合実験施設に属するもの	東学芸放第 号																		
[省略]																			

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，<u>理科教員高度支援センター長</u>，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，学生相談センター長，学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局の長 各学系長，大学院連合学校教育学研究科長，附属図書館長，環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長，教員養成カリキュラム開発研究センター長，保健管理センター所長，情報処理センター長，放射性同位元素総合実験施設長，有害廃棄物処理施設長，現職教員研修支援センター長，学生相談センター長，学生キャリア支援センター長及び事務局長をいう。</p> <p>(2) 主管部長 各部長をいう。</p> <p>(3) 主管課長 各課長及び監査室長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="277 360 349 387">〔省略〕</p> <p data-bbox="230 456 376 483">(用語の定義)</p> <p data-bbox="188 504 1104 628">第2条 この規則において「公印」とは，業務上作成された文書に使用する印章で，その印影を押すことにより，当該文書が真正なものであり，かつ，効力を有することを認証するものをいう。</p> <p data-bbox="188 639 1115 850">2 この規則において「部局」とは，事務局，各学系，連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，学生相談センター，学生キャリア支援センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="277 895 349 922">〔省略〕</p> <p data-bbox="259 967 342 994"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="215 1015 730 1042"><u>この規則は，平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1240 360 1312 387">〔省略〕</p> <p data-bbox="1193 456 1339 483">(用語の定義)</p> <p data-bbox="1151 504 2067 628">第2条 この規則において「公印」とは，業務上作成された文書に使用する印章で，その印影を押すことにより，当該文書が真正なものであり，かつ，効力を有することを認証するものをいう。</p> <p data-bbox="1151 639 2080 850">2 この規則において「部局」とは，事務局，各学系，連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，学生相談センター，学生キャリア支援センター，附属学校運営部及び各附属学校をいう。</p> <p data-bbox="1240 895 1312 922">〔省略〕</p>

別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	情報処理センター長	23	情報基盤課長	情報基盤係長
	<u>理科教員高度支援センター長</u>	23	<u>教育研究支援課長</u>	<u>自然科学系事務係長</u>
	放射性同位元素総合実験施設長	23	教育研究支援課長	自然科学系事務係長
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

別表（第3条関係）				
	種 類	寸法 〔ミリメー トル平方〕	公印管守責任者	公印管守担当者
組 織 印	〔省略〕			
役 職 印	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕
	情報処理センター長	23	情報基盤課長	情報基盤係長
	放射性同位元素総合実験施設長	23	教育研究支援課長	自然科学系事務係長
	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)            第3条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u>            この要項は，平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)            第3条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学購入物品の機種選定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学公募型企画競争に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)                      第2条 この要項において「部局」とは、事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u>                      この要項は，平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)                      第2条 この要項において「部局」とは，事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。</p> <p>2 この要項において「部局長」とは，前項に規定する部局長をいう。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「研究費補助金等」とは、研究者個人又は本学が申請し交付を受ける競争的資金等をいう。</p> <p>2 この要項において「研究代表者等」とは、前項に掲げる研究費補助金等により研究を実施する研究代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金等の配分を受けて、研究を行う研究分担者をいう。</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局，各学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>，大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「研究費補助金等」とは、研究者個人又は本学が申請し交付を受ける競争的資金等をいう。</p> <p>2 この要項において「研究代表者等」とは、前項に掲げる研究費補助金等により研究を実施する研究代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金等の配分を受けて、研究を行う研究分担者をいう。</p> <p>3 この要項において「部局長」とは、事務局，各学系，附属図書館，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校の長をいう。</p> <p>[省略]</p>



国立大学法人東京学芸大学学内文書処理要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正										現 行													
〔省略〕 (様式2) 学内文書交換表										〔省略〕 (様式2) 学内文書交換表													
月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							〔省略〕	〔省略〕	月日	送達文書の文書番号又は件名	発 信 部課等	受信部課等							〔省略〕	〔省略〕
			総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 課	〔省略〕	情 報 処 理 セ ン タ ー 長	理 科 教 員 高 度 支 援 セ ン タ ー 長	放 射 性 同 位 元 素 総 合 実 験 施 設						〔省略〕	総 務 課	人 事 課	広 報 連 携 協 力 課	〔省略〕	情 報 処 理 セ ン タ ー 長	放 射 性 同 位 元 素 総 合 実 験 施 設		
〔省略〕										〔省略〕													
附 則 この要項は、平成23年10月1日から施行する。																							

国立大学法人東京学芸大学の理事及び副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当） 教務，入試，資格認定試験，免許状更新講習，FD，国際戦略，学務関係渉外，センター（現職教員研修支援センター）等に関すること。</p> <p>(2) 副学長（研究・附属学校等担当） 研究推進，附属学校，競争的資金戦略会議，教育実践研究推進機構，図書館，情報基盤整備，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，情報処理センター，<u>理科教員高度支援センター</u>）等に関すること。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この取決めは、平成23年10月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（教育等担当） 教務，入試，資格認定試験，免許状更新講習，FD，国際戦略，学務関係渉外，センター（現職教員研修支援センター）等に関すること。</p> <p>(2) 副学長（研究・附属学校等担当） 研究推進，附属学校，競争的資金戦略会議，教育実践研究推進機構，図書館，情報基盤整備，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，情報処理センター）等に関すること。</p> <p>[省略]</p>

大学教員の総合的業績評価指針の一部改正について

改正理由：組織名の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(評価実施部局)</p> <p>第4 総合的業績評価を実施する部局は、<u>総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系とする。教育実践創成講座及びセンターについては、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この指針は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(評価実施部局)</p> <p>第4 総合的業績評価を実施する部局は、<u>総合教育科学系（教育実践創成講座、センターを含む。）、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系とする。</u></p> <p>〔省略〕</p>